

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事 業 者 名 称	社会福祉法人成仁会
主たる事務所の所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字猪伏釜 110 番地
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 吉田 禎宏
電 話 番 号	0 5 6 2 - 8 2 - 2 2 2 6

第 2 ご利用事業

事 業 の 種 類	事業所内保育所
事 業 所 の 名 称	夢ハウスめどっこ保育園
事 業 所 の 所 在 地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字栄 39 番地 1 メドックガーデンビレッジ緒川 1 階
管 理 者 氏 名	武田 みどり
連 絡 先	電 話 0 5 6 2 - 8 5 - 1 6 6 0 FAX 0 5 6 2 - 8 2 - 3 0 0 5

第 3 事業の目的・運営方針

夢ハウスめどっこ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- （1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- （3）当園は、地域や家庭との様々な社会資源と連携を図りながら園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	2075.26 m ²
	屋外遊戯場	111.7 m ²
施 設	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	105.39 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	16.60 m ²
保育室	1 室	38.67 m ²
調乳室	1 室	5.92 m ²
便所	1 室	4.56 m ²
その他	—	39.64 m ²

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
3 号 認 定 子 ども	満 1 歳以上	14 人
	満 1 歳未満	5 人

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	緒川保育園
連携協力の概要	屋外遊戯場の利用、卒園後の受入等

第7 職員の配置状況

当園では、「東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月19日 条例第27号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
事業所長	1	1	-	-
保育士	7	6	1	-

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
事業所長	8 : 30 ~ 17 : 30	-
保育士	早番 8 : 00 ~ 17 : 00 遅番 10 : 00 ~ 19 : 00	ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第9 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日		月曜日 ~ 土曜日
開 所 時 間 (延長保育)	平日	8 : 00 ~ 19 : 00
	土曜日	8 : 00 ~ 19 : 00
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8 : 00 ~ 16 : 00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第10 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 保育理念

その子らしく、素直に、のびのび育つ保育

（2） 保育の目標・方針

1. 感性豊かな子

たくさんの自然や人に触れて素直な心を育てます。

ひとりひとりの興味や関心に共感し、豊かな感性を育みます。

2. 自分らしさを表現できる子

子どもの好奇心を引き出し、その子らしさを大切にします。

3. のびのびと遊ぶ子

家庭的な雰囲気の中で、安心してのびのび過ごせる環境を作ります。

4. 思いやりのある子

保護者、地域の方、保育者があたたかく見守り、人とのつながりの大切さを伝えていきます。

（3） デイリープログラム（一日の流れ）

時間	活 動
8 : 00	順次登園・視診・検温 自由遊び
9 : 30	おやつ（0歳児は授乳の場合あり） 体操
9 : 50	朝の会 出席確認
10 : 00	戸外遊び・製作
11 : 00	給食準備 手洗い・椅子に座る（歌・手遊び）
11 : 10	給食（0歳児は授乳の場合あり）
11 : 45	お昼寝
14 : 30	おやつ（0歳児は授乳の場合あり） 自由遊び
15 : 00	降園
16 : 00	延長保育
19 : 00	降園終了

(4) 年間行事計画

月	行 事	健康診断
4 月		
5 月		・ 歯科検診
6 月	・ 個人懇談会	・ 健康診断
7 月	・ 七夕会	
8 月	・ 水遊び	
9 月		
10 月	・ 運動会 ごっこ ・ ハロウィン	
11 月		
12 月	・ クリスマス会	・ 健康診断
1 月		
2 月	・ 豆まき会	
3 月	・ ひなまつり会 ・ 卒園式	
毎月	・ 誕生日会 ・ 身体測定 ・ 避難訓練 ・ 防犯訓練 (年 3 回)	

(5) 給食の提供

① 方針

- ・ 当園では食育の観点より「ご家族と一緒に過ごす食事の時間が大切」と考えています。
- ・ 朝食はご家庭で済ませてからご登園ください。
- ・ 夕方の延長保育では補食（おやつ）をご用意いたします。夕食はご家庭でおとりください。

② 献立

- ・ 連携施設の栄養士により、成長段階に合わせた栄養管理・季節感のある献立を作成し、園児の食に関する経験が広がり深まるように、また、料理内容が偏らないように考慮いたします。
- ・ 食品添加物や遺伝子組替え品、加工食品は極力使用せず、安全な食材を使用し、素材を活かす薄味とし、園児の味覚（甘味・塩味・酸味・苦味・旨味）の発達を促します。
- ・ 栄養士は、当園での食事状況を把握し、食事内容の向上に努めます。
- ・ 補食（おやつ）は食事では補いきれない栄養素や水分を補うものと捉え提供いたします。
- ・ 献立表は毎月月末に保護者へ配布し、毎日の食事を園内に展示いたします。お迎え時にご確認下さい。

③ 食育

- ・ 園児に、食べる事の楽しさを教え、心の安定・味覚の発達を促すとともに食事のマナー・社会性・伝統食文化の伝承等、食の教育（食育）を積極的に行います。
- ・ ご家庭における離乳食や幼児食について、内容や量についてのご質問にもお応えいたしますのでご相談ください。

④ 食物アレルギー等への対応

- ・ あらかじめ園長又は栄養士にご相談ください。
- ・ 医師の指示に基づき、栄養士がアレルゲンの除去を基本に、当園での給食提供において可能な範囲で対応いたします。
- ・ 食物アレルギー予防のため、当園にて初めて食する食材がないようにご家庭で食した食材を連絡帳等でお知らせください。
- ・ 定期的にあレルギー等の状況を把握し、園内での周知徹底に努めます。

(6) その他の事業の実施状況

・ 産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

第 1 1 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額 (利用料)

利用者の居住する市町村が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、当園が定める利用料をお支払いいただきます。

区 分	利 用 時 間	料 金
月～土曜日延長 (短時間保育認定者)	午後 4 時～午後 5 時	月額 1,000 円
	午後 4 時～午後 6 時	月額 2,000 円
	午後 4 時～午後 7 時	月額 4,000 円

備考 保育時間を延長する園児の属する世帯が、次に掲げる世帯に該当する場合の当該園児に係る利用料は 0 円とする。下記に該当する場合は保護者が園に申し出をし、当園が居住市町へ確認後、承認する。

ア 生活保護世帯

イ 2 階層に該当する母子、障害者がいる世帯

ウ 保育園等に 3 人以上同時に入園している場合、第 3 子以降の入園児

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

当園では、第 1 0 に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事の参加等に係る実費をお支払いいただきます。

・便宜に要する主な費用 カラー帽子 連絡帳

第 1 2 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき

(2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 3 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

※ 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

医療機関の名称	ひだかこどもクリニック
医師名	日高 啓量
所在地	愛知県東浦町大字緒川字大門 1 区 3-2
電話番号	0 5 6 2 - 8 2 - 0 1 7 7

医療機関の名称	二村医院デンタルクリニック
医師名	加藤 淑人
所在地	愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 96-2
電話番号	0 5 6 2 - 8 2 - 1 0 8 8

(2) 賠償責任保険の加入

保険の種類	賠償責任保険
保険事故(内容)	①対人事故・対物事故共通、②受託物危険
保険金額	①対人事故・対物事故共通・・・1 事故につき上限 3 億円 ※ただし、食中毒等の製造物完成作業危険については期間中上限 3 億円 (例) 弊社保育従事者が、誤って園児の指をドアに挟んでケガをさせたしまった場合 ②受託物危険・・・1 事故につき上限 3,000 万円 (期間中上限 3,000 万円) (例) 弊社保育従事者が、保護者からお預かりした玩具等を壊してしまった場合
契約期間	1 年毎の更新

(3) 災害共済給付制度の加入

保険の種類	互助共済制度 (医療費・障害見舞金・死亡見舞金)
保険事故(内容)	保育中、登園中及び降園中に発生したけが等
給付金額	保護者負担額 315 円 ・医療費 (負傷・疾病) …医療保険診療の医療費総額の 4 割 (そのうち 1 割の付加給付) の額【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1 割の付加給付分のみ】、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に 1 割の付加給付分を加算した額 ・障害見舞金…4,000 万円～88 万円 (通園中の災害の場合、2,000 万

	円～44 万円) ・死亡見舞金…3,000 万円（通園中の災害の場合、1,500 万円） 突然死（運動等の行為に起因）3,000 万円 （通園中の災害の場合、1,500 万円） （運動等の行為と関連のない場合）1,500 万円（通園中の場合も同額）
契約期間	1 年毎の更新

第 1 4 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・当日の午前 6 時以降も継続し、又は継続することが予測されている場合…登園を見合わせて下さい ・当日の午前 6 時までに警報が解除された場合…通常通り保育を行います ・登園後に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合…状況に応じてできるだけ早くお迎えにお越し下さい
避 難 勧 告 ・ 避 難 指 示 特 別 警 報 発 令 時	・保育園の開園中に発令…休園します。すぐにお迎えをお願いします。場合によっては避難所で保育を実施します。 ・保育園の開園時間外に発令…解除されるまで休園します。
東海地震注意情報発表時 警 戒 宣 言 発 令 時	・登園前に発表された場合…保育園は休園になります。 ・登園後に発表された場合…通常の保育は中止になります。保育園では保護者のお迎えがあるまで園児をお預かりすることとなりますが、できる限り早いお迎えをお願いいたします
避 難 訓 練	・毎月 1 回実施（地震・火災時） ・避難計画の作成
非 常 災 害 用 備 蓄	・飲料水 ・非常用食料 ・応急手当セット ・避難用品 他

第 1 5 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、次に掲げる予防対策を実施いたします。

（1）安全教育

- ・園児の発達、能力に応じた訓練の計画、実施
- ・職員の子どもへの理解・潜在危険への理解・把握
- ・応急手当、危機回避等の研修の実施

（2）安全管理

- ・安全チェックシートを活用した日常業務の中の事故予防

- ・建物・設備・施設等の定期点検、検査、及び周辺環境のチェック

第16 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

1. 当園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ①入園園児等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ②入園園児等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ③入園園児等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ④入園園児等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
2. 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 メドック東浦 事務長 苦情受付担当者 夢ハウスめどっこ保育園 園長
愛知県社会福祉協議会	名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 電 話 052-212-5515 FAX 052-212-5514 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第18 その他留意していただきたいこと

欠席又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、または、登園の時間が遅れる場合には、通常登園予定時刻までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合には、お約束いただいている時間までにご連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 ※ご確認いただいた内容は、連絡帳（月極保育）にご記入ください。

	※登園時にも検温を実施いたします。
感染症について	感染症に感染した場合は、速やかに園に連絡してください。 病後については、麻しん（はしか）・インフルエンザ・風しん・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症（0-157・0-26・0-111 等）は医師が記入した「登園許可証」を提出してからの登園、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（リンゴ病）・ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）・ヘルパンギーナ・RS ウイルス感染症・带状疱疹・突発性発しんは医師の診断を受け、保護者が記入した「登園届」を提出してからの登園になります。
発熱に伴う体調不良時の対応について	登園時 ※体温が <u>37.5℃</u> 以上の場合は、ご自宅での静養をお願いいたします。他の園児への影響を考慮しておりますので、ご了承ください。 保育中 ※体温が <u>37.5℃</u> を超えた場合は、緊急連絡先へご連絡いたします。原則として至急お迎えにお越しいただけるようお願いいたします。 ※体温が <u>38.0℃</u> 以上の場合は至急お迎えにお越しいただき、医師の診断後、ご自宅にて静養願います。 ※緊急連絡先に連絡がつかない場合や、園児の容態等により、当園の判断にて嘱託医の診察を受ける場合がございます。ご了承ください。
その他の傷病による体調不良時の対応について	登園時 ※嘔吐・下痢・病的なせき等の症状がある場合は、原則としてお預かりできません。ご了承ください。 保育中 ※発熱以外の傷病発生時（病的なせき・嘔吐・下痢・目やに・発疹・痛み等の症状）には、保護者にお子様の状況・症状をお知らせし、受診の必要性やお迎えの時間等をご相談させていただきます。なお、緊急連絡先に連絡がつかない場合や、園児の容態等により、当園の判断にて嘱託医の診察を受ける場合がございます。
投薬について	服薬介助時には、「服薬介助内容確認及び同意書」（保護者が記入・押印）の提出が必須となります。
保育園と保護者の連絡について	※園児の家庭での状況や当園での状況を相互に連絡しあうため、連絡帳を活用いたします。体温・食事・排便・家庭での様子を

	出来るだけ詳細に記入してください。 ※月に1回、園だより・献立表・保健だよりを発行いたします。 行事や連絡事項・情報の提供を行います。 ※お知らせやお願いを掲示板に掲示いたしますので、毎日必ずご確認ください。
その他	※朝食を必ず食べさせてから登園いただきますようお願いいたします。 ※予防接種を受けた当日のお預かりはお断りしておりますのでご了承ください。

社会福祉法人成仁会は、重要事項説明書に基づいて、保育事業内容および重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、社会福祉法人成仁会と保護者は、記名捺印のうえ、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

【事業所】 所在地 愛知県知多郡東浦町大字緒川字猪伏釜 110 番地
 事業者名 社会福祉法人成仁会
 本事業所 愛知県知多郡東浦町大字緒川字栄 39 番地 1
 事業所名 夢ハウスめどっこ保育園

説明者氏名 _____ (印)

【保護者】 住所 _____

氏名 _____ (印)